

議案第9号

瀬戸内市長寿者褒賞金条例の一部を改正することについて

瀬戸内市長寿者褒賞金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

100歳の年齢に達する高齢者に支給している「長寿者褒賞金」の額を現在の3万円から褒賞金1万円と記念品を贈呈する手法に改めるもの。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市長寿者褒賞金条例の一部を改正する条例

瀬戸内市長寿者褒賞金条例(平成18年瀬戸内市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「3万円」を「1万円」に改める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市長寿者褒賞金条例(平成18年瀬戸内市条例第42号)新旧対照表

現行	改正後
(長寿者褒賞金の額) 第3条 長寿者褒賞金の額は、 <u>3万円</u> とする。	(長寿者褒賞金の額) 第3条 長寿者褒賞金の額は、 <u>1万円</u> とする。